

## 4. 終わりに

### 4-1 フォローアップの実施方針

本計画は、35年間を見据えた長期にわたる計画のため、中間時期のフォローアップとして、5年～10年を目途に計画の見直しを行うこととします。

ただし、本計画の内容については、社会経済情勢の変化や関連する計画（総合計画、まち・ひと・しごと創生総合戦略など）の策定・変更など、前提となる条件が大きく変わった時点で、適宜必要な見直しを行います。

本計画の推進にあたっては、個別施設計画などの実行計画により、PDCA（計画・実行・評価・改善）サイクルを活用して進めていきます。

### 4-2 本計画のまとめ

本計画では、まず本市の公共施設等の状況及び課題を整理し、公共施設等の今後の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針を示すことを目的に、人口・財政・更新費用等の試算などの観点からアプローチしました。

特に財政状況については、少子高齢化や生産年齢人口の減少による影響が懸念され、将来にわたって楽観視はできないと考えています。

今回、改修・更新費用の試算にあたっては、試算結果の精緻化の観点から、各個別施設計画に示される将来費用を使用しています。(1)本市が目指す維持管理の方法による公共施設等の試算結果(P36)では、公共建築物については、先行して策定した「安城市公共建築物保全計画」及び「安城市公共建築物個別施設計画」に基づく更新サイクル(45年で大規模改修、90年で建替え)を基本として試算をしており、インフラ施設についても、既に長寿命化計画を策定している橋りょう、横断歩道橋等、調整池等ポンプ、公園、上水道、下水道は、計画的な改修費用や長寿命化の更新サイクルを使って試算していることから、計画通り進捗すれば一見、数値上は余裕があるように思われます。しかしながら、社会情勢の変化、市民ニーズの変化などにより、公共建築物やインフラ施設の置かれる状況も刻々と変化しているため、財政状況にあわせて常に見直しをしていく必要があると考えています。

今後の課題としては、公共建築物の改修・更新費用における単価の動向に注視するとともに、「3-3(3)公共施設等の管理に関する実施方針ク」(P53)に示したように、改修・更新時期に合わせ、存廃を含めたあり方について検討を行い、費用対効果など総合的な見地から公共建築物を管理する必要性があげられます。

以上のことから、この「安城市公共施設等総合管理計画」の策定を通じ、本市の公共施設等の総合的かつ計画的な管理を進めることにより、「持続可能で安定的な行政経営」を目指してまいります。

【SDGsへの貢献】

SDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）とは、平成27年（2015年）9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された令和12年（2030年）までの国際目標です。持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さないことを誓っています。

本市では、本計画の上位計画である「安城市総合計画」をはじめとして、あらゆる計画や施策・事業でSDGsに参画できる取組を推進しています。本計画においても、基本方針に沿った公共施設マネジメントに取り組むことで、将来にわたり持続可能な都市経営を目指します。

図表 SDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）の一覧



本計画と特に関連が深い目標



- 【ゴール11 住み続けられるまちづくりを】
- 【ゴール13 気候変動に具体的な対策を】
- 【ゴール17 パートナーシップで目標を達成しよう】

【公共建築物の施設一覧】

施設類型		施設名称等
大分類	中分類	
市民文化系施設	集会施設	市民交流センター、市民会館
	文化施設	文化センター、桜井公民館、北部公民館、西部公民館、作野公民館、安祥公民館、東部公民館、明祥プラザ、二本木公民館、中部公民館、昭林公民館、青少年の家、安祥閣、交流多目的スペース
社会教育系施設	図書館	中心市街地拠点施設（本館）
	博物館等	歴史博物館、市民ギャラリー・埋蔵文化財センター、丈山苑
スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	安城市体育館、スポーツセンター、レジャープール、屋外倉庫、総合運動公園（タコ公園）トイレ、野球場西側トイレ、陸上競技場北側トイレ、体育館北側トイレ、テニスコート横トイレ、第3駐車場北側トイレ、テニスコート（本部席）、ソフトボール場（Aメインスタンド）、陸上競技場（メインスタンド）、野球場（Aメインスタンド）
産業系施設	産業系施設	安城産業文化公園
学校教育系施設	学校	安城中部小学校、安城南部小学校、安城西部小学校、安城東部小学校、安城北部小学校、錦町小学校、高棚小学校、明和小学校、志貴小学校、桜井小学校、作野小学校、祥南小学校、丈山小学校、二本木小学校、里町小学校、桜町小学校、桜林小学校、新田小学校、今池小学校、三河安城小学校、梨の里小学校 安城南中学校、安城北中学校、明祥中学校、安城西中学校、桜井中学校、東山中学校、安祥中学校、篠目中学校
	その他教育施設	教育センター、作手高原野外センター、茶臼山高原野外センター、北部学校給食共同調理場、南部学校給食共同調理場、中部学校給食共同調理場
子育て支援施設	保育園・認定こども園	安城保育園、あけぼの保育園、和泉保育園、城ヶ入保育園、東部保育園、高棚保育園、さくら保育園、二本木保育園、ゆたか保育園、えのき保育園、三ツ川保育園、錦保育園、作野保育園、南部保育園、西部保育園、東端保育園、志貴保育園、小川保育園、みのわ保育園、新田保育園、赤松保育園、みその保育園、桜井保育園、安城こども園、さくのこども園、安城北部こども園、東栄こども園
	幼児・児童施設	里町児童クラブ、中部児童クラブ、南部児童クラブ、北部児童クラブ、北部第2児童クラブ、錦町児童クラブ、作野児童クラブ、祥南児童クラブ、明和児童クラブ、桜林児童クラブ、新田児童クラブ、東部児童クラブ、高棚児童クラブ、志貴児童クラブ、今池児童クラブ、梨の里児童クラブ、桜井児童クラブ、三河安城第2・第3児童クラブ、二本木児童クラブ、丈山児童クラブ、あんぱ〜く、西部児童クラブ、桜町児童クラブ、安城市子育て支援センター、二本木子育て支援センター、あけぼの子育て支援センター、さくら子育て支援センター、和泉子育て支援センター、北部児童センター、作野児童センター、中部児童センター、桜井児童センター、二本木児童センター、中央児童センター、西部児童センター、安祥児童センター、明祥児童センター、あんぱ〜くほっとスペース、北部ほっとスペース、アンフォーレほっとスペース、ほのぼの広場
保健・福祉施設	高齢福祉施設	高齢者生きがいセンター
	障害福祉施設	虹の家
	児童福祉施設	あんステップ
	保健施設	保健センター
	その他社会福祉施設	総合福祉センター、北部福祉センター、西部福祉センター、作野福祉センター、社会福祉会館、桜井福祉センター、中部福祉センター、安祥福祉センター、明祥福祉センター
医療施設	医療施設	休日夜間急病診療所
行政系施設	庁舎等	庁舎、桜井支所、明祥支所、北部出張所、市役所立体駐車場、証明旅券窓口センター
	消防施設	中央防災倉庫、北防災倉庫、西防災倉庫、里分団、浜屋分団、

施設類型		施設名称等
大分類	中分類	
		志貴分団、新田分団、篠目分団、池浦分団、平貴分団、三別分団、上条分団、東尾分団、古井分団、箕輪分団、二本木分団、福釜分団、赤松分団、高棚分団、和泉分団、榎前分団、石井分団、東端分団、根崎分団、城ヶ入分団、桜井分団、桜井北部分団、小川分団、三ツ川分団、南明分団、北明分団、西尾分団、福地水防倉庫、村高水防倉庫、天神水防監視所、木戸水防倉庫、御幸公園防災倉庫
行政系施設	その他行政系施設	旧公用車整備工場
公営住宅	公営住宅	井杭山住宅、広畔住宅、新田住宅、大山田東住宅、飛越住宅、池浦住宅、小川住宅、荒曾根住宅、新田北住宅、小根住宅、門原住宅、大山田上住宅、前山住宅、吹付住宅、寒風根住宅、東大道住宅、大東住宅
公園	公園施設	日の出公園、朝日公園、南公園、錦公園、小堤公園、大西公園、今村公園、曙公園、前之池公園、昭和公園、横山公園、中根公園、美園公園、坪田公園、緑公園、若葉公園、二本木公園、的場公園、本城公園、代官公園、仲畔公園、大山公園、細田公園、新田公園、土器田公園、百々目木公園、石ナ曾根公園、明専公園、毘沙門公園、城山公園、追田公園、北大道寺公園、塔ノ下公園、里町公園、重原田公園、大道なかよし公園、今東公園、上倉公園、高根公園、横根畑公園、長根公園、舞山公園、神楽山公園、のぞみ公園、正福田公園、三河東町公園、箕畔公園、すりばち公園、管池公園、横枕公園、唐池公園、住吉公園、大丸山公園、作野公園、新段留公園、段留公園、鹿乗公園、赤松農村公園、藤井公園、池浦公園、榎前農村公園、きどはし公園、ふれあい城西公園、木戸東公園、桜井駅西公園、姫西せせらぎ公園、とうみづか公園、高棚宮西公園、柳原公園、桜井駅前公園、金政公園、安城公園、池浦西公園、篠目公園、荒曾根公園、大池公園、昭林公園、安城東公園、養下公園、和泉公園、東端公園、東栄公園、三河安城ツインパーク、桜井中央公園、桜井南公園、秋葉公園、堀内公園、柿田公園、安城市総合運動公園、安祥城址公園、弥厚公園、石橋公園、明本公園、桜西公園、末広公園、三ツ塚公園、姫西ふれあい公園
供給処理施設	供給処理施設	鹿乗川排水機場、東端排水機場、清掃事業所、環境クリーンセンター（ごみ焼却施設、し尿処理施設）、リサイクルプラザ、せん定枝リサイクルプラント、榎前最終処分場
上水道施設	上水道施設	南部浄水場、中部配水場、北部浄水場
下水道施設	下水道施設	福釜東部浄化センター、広美中継ポンプ場
その他	その他	旧勤労福祉会館、大山田東住宅（店舗部）、クリエーションプラザ、旧消防北分署、旧名大官舎、旧安高官舎、藤野町内会（川島町）事務所、小川町内会（小川町）事務所、榎前町内会（榎前町）事務所、榎前町内会（榎前町）倉庫、篠目町内会（篠目町）事務所、池浦町内会（池浦町）事務所、高棚町内会（高棚町）事務所、赤松町内会（赤松町）事務所、総合斎苑、安城霊園、橋目霊園、多門霊園、アグリライフ支援センター、御幸本町駐車場管理事務所、安城駅西駐車場西棟、安城駅西駐車場東棟、安城駅西駐車場（屋外）管理事務所、新安城駅南駐車場、安城駅自転車駐車場、安城駅北口自転車駐車場、新安城駅放置自転車管理事務所、南安城駅放置自転車管理事務所、三河安城駅連絡通路等管理人室、三河安城駅連絡通路、東海道本線三河安城駅自由通路、安城駅北口公衆トイレ、新幹線三河安城駅南口公衆トイレ、新安城駅公衆トイレ、北安城駅公衆トイレ、南安城駅公衆トイレ、碧海古井駅公衆トイレ、桜井駅公衆トイレ、南桜井駅公衆トイレ、旧東海道公衆トイレ、国道1号ポケットパークトイレ、明治用水緑道花ノ木用水トイレ、明治用水緑道西井筋線トイレ、現業事務所、コミュニティ住宅城南、エコメゾン花ノ木、エコメゾン相生、エコメゾン花ノ木二番館、コミュニティ住宅花ノ木、名古屋鉄道本線新安城駅自由通路、安城ビジネスコンシェルジュ

## 【語句説明】50音順

用語	説明
<b>あ行</b>	
維持保全	既存建築物の初期の性能及び機能を維持するために行う行為。
一般会計	行政の基本的な経費（教育や福祉などのサービスの実施、公共施設や道路、公園などの整備、市役所の運営などに要する経費）を、市税などを主な財源として経理する会計。
インフラ	インフラストラクチャーの略で、水道や道路網などの社会基盤のこと。
<b>か行</b>	
企業会計	地方公共団体が経営する水道、下水道、病院などの公営企業に関する会計の総称のこと。
カーボンニュートラル	温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させること。「排出を全体としてゼロ」というのは、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から、植林、森林管理などによる「吸収量」を差し引いて、合計を実質的にゼロにすることを意味する。
旧耐震基準	建築基準法の昭和55年改正前の基準によるもので、昭和56年6月1日より前に着工した建築物に適用されている。震度5強程度の中規模地震に対して耐震性を有する。
国・県支出金	国や県が地方自治体に支出・交付する資金のうち、その使途が特定されているもの。
公共施設等総合管理計画	地方自治体が所有する全ての公共施設等（学校、河川、道路等）を対象に、地域の実情に応じて、総合的かつ計画的に管理する計画のこと。
公債費	地方公共団体が発行した地方債の元利償還などに要する経費のこと。
更新	劣化した部位・部材や機器等を同性能・同仕様の新しい物に取り替える行為。（例）建築部位：吹付けタイル（既存）→吹付けタイル（新規）、設備機器：空調機（既存）→空調機（新規）
<b>さ行</b>	
事後保全	施設あるいは部位が壊れてから直すという何か事が起きてから対応する保全方法のこと。
指定管理者制度	平成15年の地方自治法の一部改正により導入された制度のことで、民間の事業者、NPO法人などを含めた広い範囲の団体から公募し、事業計画や収支計画などの提案内容から判断して、施設の管理者を決めていくことができるようになった。官民連携手法の一つである。
新耐震基準	建築基準法の昭和55年改正後の基準によるもので、昭和56年6月1日以降に着工した建築物に適用されている。震度6強～7程度の大規模地震に対しても、倒壊（崩壊）して人命に危害を及ぼすことのない程度の耐震性を有する。
総合計画	地方自治体の全ての計画の基本となり、地域づくりの最上位に位置づけられる計画となる。本市では、第8次総合計画となり、計画期間は平成28年度から平成35年度までの8年の計画である。
<b>た行</b>	
大規模改修	建物に求められる要求性能を維持するために予防保全的に実施される工事。本計画においては、劣化による内容に限らず、機能の陳腐化に対する機能向上に資する内容も含むものとする。
耐震性	建物が地震に耐えるための性能のこと。
地方交付税	地方公共団体の自主性を損なわずに、地方財源の均衡化を図り、かつ地方行政の計画的な運営を保障するために、国税のうち、所得税、法人税、酒税及び消費税のそれぞれ一定割合の額を、国が地方公共団体に対して交付する

用語	説明
	税のこと。
地方債	地方公共団体が財政上必要とする資金を外部から調達することによって負担する債務で、その履行が一会計年度を超えて行われるもの。
長寿命化	計画的に改修することで、建物の構造体の劣化が進行を遅らせ、長期間使用すること。
トータルコスト	整備コストだけでなく、施設の維持等にかかる費用も含めた全てのコストのこと。本計画においては、ライフサイクルコストとほぼ同義である。
特別会計	事業目的を限定し、特定の歳入を特定の支出に充てて経理する会計。本市の場合は国民健康保険、有料駐車場、土地区画整理事業、介護保険事業、後期高齢者医療などがある。
<b>は行</b>	
扶助費	性質別歳出の一分類で、社会保障制度の一環として地方公共団体が各種法令に基づいて実施する給付や、地方公共団体が単独で行っている各種扶助に係る経費のこと。
普通会計	一般会計を中心として、公営企業会計、準公営企業会計及び収益事業会計等の公営企業会計に属しない特別会計を加え、会計間の重複額等を控除した純計額であり、総務省の定める基準で各地方公共団体の会計を統一的に再構成したもの。
普通建設事業費	道路、橋りょう、公園、学校、公営住宅の建設など社会資本整備などに要する経費のこと。
平準化	年度毎にバラつきのある費用を予算の制約等の条件により、一定程度に均す作業のこと。
保全計画	建物を安全・安心に使用できるよう良好な状態を確保するために必要な維持・修繕等の内容や実施時期を定めた計画。 本市では、安城市公共建築物保全計画を定めている。
<b>ま行</b>	
まち・ひと・しごと創生総合戦略	まち・ひと・しごと創生法の規定に基づき、少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくために今後 5 か年の政策目標や施策の基本的方向、具体的な施策をまとめた戦略のこと。（安城市まち・ひと・しごと創生総合戦略）
<b>や行</b>	
予防保全	施設を長寿命化するための保全管理の方法で、建物及び設備の異常の有無や兆候を事前に把握・予測することで計画的に改修を行い、故障による停止や事故を防ぎ、建築物の部材を適切に保全する方法のこと。
<b>ら行</b>	
ライフサイクルコスト	計画・設計・施工から、その建物の維持管理、最終的な解体・廃棄までに要する費用の総額。イニシャルコストとランニングコストに分けられる。